資料6：東京宣言—21世紀への保健医療マンパワーに関する東京宣言—

WHO 西太平洋地域事務局（（昭 60. 4. 15）

東京において開催された，WHO 西太平洋地域事務局主催「21世紀への保健医療とマンパワー開発——未来に向けた教育の革新」会議は，将来の医療関係者の開発のありかたを検討すること及びその養成計画・教育・管理に関与する機関及び人々が速やかなる行動を起こす必要性に深い関心を寄せ，1985年4月15日に次の東京宣言を発するに至った．

I

本会議は，1978年にアルマ・アタで開催されたプライマリー・ヘルス・ケアに関する国際会議で提唱され，世界保健総会で全加盟国が承認した如く，現状の保健医療システムをプライマリー・ヘルス・ケアの充実と社会的公正の実現を目指したものに方向転換させる最良の方法は，医療関係者の養成計画の立案・教育・管理に関して抜本的な方向転換を行うことであることを確認する．

II

医療関係者に関するこのような方向転換の内容は，保健医療システムの現状から自然発生的に規定されるばかりでなく，プライマリー・ヘルス・ケアに基盤をおく保健医療システムを目指した計画的な施策の展開によって規定されることだろう．新たな進路には，将来の発展のために体系的な情報収集を行ったり，関係機関の間で新たな役割分担を定めたり，必要な変革を実施に移す機構を確立するという創造的な努力が必要とされよう．

III

将来のヘルスマンパワー需要に関しては，数，職種，役割，技能，職種間の相互関係等が，今後の社会の政治・経済・社会保健医療ニーズに照らして明確に定められねばならない．これらの要請を満たすためには，国あるいは地域社会の持つ様々な主張を明確化したり調整をはかる必要がある．

IV

そもそも，プライマリー・ヘルス・ケアの理念とは社会的公平，地域社会の参加，保健医療以外の関連セクターをも含む総合的活動，技術の適正使用を求めるものである．従って，プライマリー・ヘルス・ケアを志向した将来の保健システムの要請に答えるためには，今後の医療関係者は特別な技術及び特性を身につける必要があろう．特に，次の項目が必須である．

(1) 地域社会の保健医療ニーズに対応できること．

(2) 単独で実務に携わるのみならず，適切な管理運営能力を身につけて，複雑な組織体，地域社会及び集団のなかで，有効な活動ができること．

(3) 他の職種を含むチームにおいて，そのリーダーとしてまたその構成員として有効な活動ができること．

(4) 保健事業及び保健活動に地域社会の自主的な参加を求めるため，地域社会の指導者，一般住民，及び保健サービスの利用者と意志疎通及び折衝ができること．

(5) 個人及び地域社会を単位とした，健康増進，疾病予防及び健康教育を介して健全なライフスタイルの普及を促進すること．

(6) 最新の保健医療関係諸科学の進歩をとり入れるのみならず最新技術の適切性を厳しく評価できること．

(7) 個人の希望と社会全体の負担及び倫理的側面のバランスに配慮した，複雑な臨床上・管理上の意志決定ができること．

(8) 患者の全人的ニードを考慮した包括的ケアが提供できること．

V

教育機関は，保健医療システムの変化に対応する必要があり，同時に，合意に達した政策や計画に合致した活動を実施に移す責任を負う．まず基

本的な変革が行われるべきであり，その結果，学生は，カリキュラムと学習過程の変革によって前述の能力を得ることができる．更に，次の事項に意を用いるべきである．

(1) プライマリー・ヘルス・ケアを志向した保健医療システムにおいて果たすべき将来の役割を反映した基準に基づいて，学生が選抜されるべきである．

(2) カリキュラムは，健康及び疾病時における人間の発達及び社会的因子と統合して教授するように再編成されるべきである．

(3) カリキュラムは，将来業務を行うであろう状況に近似した学習環境で学習する機会を学生に十分与えるべきである．

(4) 学生が自らの基礎教育及び卒後の生涯教育により大きな責任を持つようにするために，最も適切な教育方法と教育技法が用いられるべきである．

(5) 教員は卒業生に期待される能力を有しかつそれをおおやけに示すべきである．その結果，教員は良き手本としての役割を果たしうるのである．

(6) 教員は，教育機関の教員評価システムを変えることによって，新たな役割を果たすように勧められかつ支持を与えられるべきである．教員評価システムの変化は，教育と研究，あるいは，地域医療と生物医学研究の間によりバランスをとるために必要である．

VI

各国政府は，上述の資質を備えたヘルスマンパワーの養成と管理を計画することに責任を持つべきである．その際，教育機関，職能団体及び保健医療サービスの利用者の協力も必要である．各国政府は，関係機関及び団体との連係のもとに，将来の医療関係者の需要を検討し国のヘルスマンパワー政策を定めるべきである．

VII

政府と教育機関は緊密な連係を持ち，お互の有する資源を次に振り向けるべきである．

(1) 将来の保健医療需要と保健医療システムの望ましい姿を解析し明らかにすること．

(2) 医療関係者の養成計画，養成の実施，及び保健医療開発の間の連係を強化すること．

(3) 将来の保健医療システムのなかで活動するために必要な技能及び能度を教育者も医療関係者も双方が得ることを促進するような，キャリア開発の機会を確立すること．

VIII

プライマリー・ヘルス・ケアの理念に沿った医療関係者の養成計画の立案，その実施及び医療関係者の管理を確実に行うためには，新しい機構が是非とも必要である．その際，政府，教育機関，職能団体，及び保健医療サービスの利用者の参加が必要であると広く認められている．望ましい方向へ向かう第一歩を踏み出しその動きを促すためには，次のような助成措置によって関係機関の協力関係を確立することが必要である．

(1) プライマリー・ヘルス・ケアを志向した保健医療システム及びそれを反映したヘルスマンパワー政策と養成計画の実施に積極的に協力する道を選択した教育機関に対して，政府及び地域社会は支援を与えるべきである．

(2) 政府及び地域社会は，望ましい保健医療サービスをめざして研鑽しているもの，将来の就労を考えているもの及び現に実務についているものに支援を与えるべきである．

(3) 機能団体は，一定の基準を定め，それを満たすものを認定することによって，その職種に対して新たに求められている役割や業務に対応するよう求められるべきである．

(4) 新たに要請されている技能及び役割の習得と実践に対して与えられている現下の優先性に照らして，プライマリー・ヘルス・ケアを志向した保健医療システム及び教育機関におけるキャリア開発と就労機会が変更されるべきである．